

訪問リハビリテーション・介護予防

訪問リハビリテーション重要事項説明書

_____ 様に対する訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、
訪問リハビリテーションサービス提供者が説明させていただく事項は次の通りです。

1. 概要

(1) 部門概要

部門名称	北部上北広域事業組合 公立野辺地病院 訪問リハビリテーション
所在地	青森県上北郡野辺地町字鳴沢 9 番地 1 2
代表者	リハビリテーション科技師長 宮川 香織
電話番号	0175(64)3211
FAX 番号	0175(64)5571
サービス提供地域	野辺地町、横浜町、六ヶ所村、平内町、東北町、七戸町

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当部門の職員体制

職 名	資 格	常 勤	合 計	業 務 内 容
責任者	医師	1 名	1 名	業務の一元的管理 訪問リハビリテーション計画の 作成・指示
理学療法士	理学療法士	1 名以上	2 名	訪問リハビリテーション業務
作業療法士	作業療法士	1 名以上	1 名	訪問リハビリテーション業務
言語聴覚士	言語聴覚士	1 名以上	1 名	訪問リハビリテーション業務

(3) サービスの提供時間

平 日	午前8時15分～午後5時
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

2. 事業の目的

- (1) 訪問リハビリテーション事業は、居宅で要介護状態、または要支援状態になった者（以下「利用者」という。）に対し、理学療法士等を派遣し、利用者様の心身機能の維持及び回復を図ることとともに、その家族の心身負担の軽減を図り家庭での療養生活が維持できるよう支援することを目的とする。
- (2) 利用者様の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者様の自立を支援し、生活の質の向上に資するようなサービスの提供を行う。
- (3) 利用者様の意欲を高めるような適切な働きかけをし、利用者様の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

3. 運営の方針

- (1) 職員は、主治医をはじめ、地域の保健、医療、福祉サービス機関との連携の下に訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者様の心身の機能の維持、回復に努めるものとする。
- (2) 職員は、利用者様の意思及び人格を尊重し、懇切丁寧なリハビリテーションを行うとともに常に利用者様の病状、心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努めなければならない。
- (3) 職員は、医学の進歩に対し適切なリハビリテーションの技術の向上に努めるとともに常にその質の評価を行い、改善を図るものとする。
- (4) 職員は、訪問リハビリテーション計画書に個々のサービスの目標、内容、実施期間を定め、実施状況のモニタリングを行うものとする。

4. サービスの内容

(1) 訪問リハビリテーションの具体的内容

- ①病状・障害の確認
- ②生活状況の確認
- ③身体機能訓練
- ④日常生活動作練習（作業療法訓練）
- ⑤自主トレーニング指導
- ⑥療養生活や介護方法の指導
- ⑦その他、医師の指示による練習や指導
- ⑧コミュニケーション能力維持・向上のための言語療法
- ⑨食事姿勢や食物形態のアドバイス・嚥下訓練

(2) 訪問リハビリテーションの迷惑行為

当事業所はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭。預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者または家族からの金銭、喫煙、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者などの生命や身体を保護するために緊急、やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。(所得などによって2割または3割負担の場合もあります。)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【介護保険の場合】

① サービス1回分利用する料金

※下記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様のケアプランに定められた時間を基準とします。

算定項目 利用者様の状態	訪問リハビリテーション費		短期集中リハビリテーション実施加算 (3ヶ月以内)		サービス提供体制加算	
単位数	308 単位 (20 分につき)		200 単位		6 単位	
負担割合	1 割	2 割	1 割	2 割	1 割	2 割
要介護の方	308 円	616 円	200 円	400 円	6 円	12 円
介護予防訪問リハビリテーション費						
単位数	298単位 (20 分につき)		200 単位		6 単位	
要支援の方	298 円	596 円	200 円	400 円	6 円	12 円

※要支援の方で利用期間12ヶ月以上場合、1回につき30単位減算されますが、厚生労働省への情報(LIFE)を提出するため、減算未適用となります。

②月 1 回のみ加算される料金

算定項目 利用者様の状態	リハビリテーションマネジメント加算 □	
単位数	213 単位	
負担割合	1 割	2 割
要介護の方のみ	213 円	426 円

※短期集中リハビリテーション実施加算は、利用者様が退院・退所または介護認定を 3 か月以内に受けた場合に加算されます。

※退院時共同指導加算を利用初回のみ 600 単位を算定する場合があります。

※要介護の方の場合、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に 270 単位(1 割負担の場合)を算定する場合があります。

【医療保険の場合】

- 請求金額は基本的に一単位 20 分につき 3000 円ですが、利用者様負担額は保険の種類、所得額などによって違ってくるため、一律ではありません。

(2) その他

①利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

②料金の支払方法

毎月 10 日までに先月分の請求をいたします。請求書を訪問時にお渡しいたしますので、すみやかに窓口でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

区 分		金 額
処 置 材料費	医療材料、衛生材料等(※2)	実 費
交通費 (※3)	事業所から片道 10km 未満	440 円
	事業所から片道 10km 以上 20km 未満	770 円
	事業所から片道 20km 以上 30km 未満	1,210 円
	事業所から片道 30km 以上 40km 未満	1,540 円
	事業所から片道 40km 以上	2,200 円

※1 上表の金額は消費税相当額を加算した額となっている。

※2 医師の指示に基づく訪問リハビリテーションの提供に要するものを除く。

(医師から提供された量を超えて衛生材料等の使用を利用者様が希望した場合や、緊急やむを得ない場合等のみ実費を徴収する。)

※3 使用料等については、利用者様又はその家族に対し説明し同意を求めるものとする。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話か直接来院してもらい、訪問リハビリテーションの窓口となっている当院の地域医療連携室までお問い合わせ及び申し込みください。担当の職員が対応いたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までにお申し出下さい。

②事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了日前に文書で通知します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所、又は、医療機関に入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合、介護保険給付費でのサービスは受けられませんのでご相談下さい。
- ・利用者様が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを延滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払わない場合、または利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. サービス内容に関する苦情

①当院訪問リハビリテーションに対する相談・苦情窓口

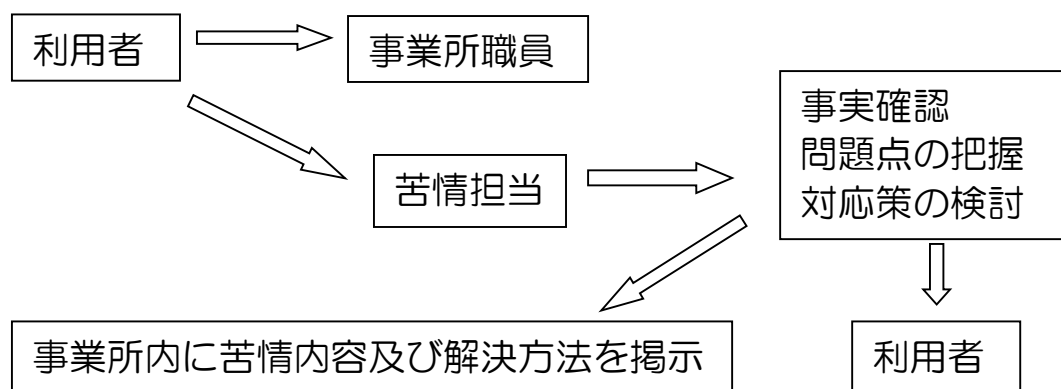
担当者 公立野辺地病院 地域医療連携室 上野 麻美

電話 0175-64-8877 FAX 0175-64-5590

受付日 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日~1月3日を除く)

受付時間 午前8時15分~午後5時

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。



③その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

野辺地町役場介護・福祉課

電話番号 0175-65-1777

青森県国民健康保険団体連合会

電話番号 017-723-1336

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	リハビリテーション医 藤田彩香		
	連絡先	公立野辺地病院	電話番号	0175 - 64 - 3211
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 身分証携行義務

訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

11. 秘密の保持について

当事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様またはご家族の秘密を第三者には漏らしません。利用者様やご家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

13. サービス提供の記録

- (1) 事業者は、訪問リハビリテーションの実施に当たっては利用者からサービス実施の確認を受けます。
- (2) 事業者は、サービスを実施した際はその提供記録を作成するとともに、サービス終了後5年間保管します。
- (3) 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する上記(2)のサービス提供記録を閲覧できます。
- (4) 利用者は、当該利用者に関する上記(2)のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

14. サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は、指定訪問リハビリテーション等の提供を受ける際には、指定訪問リハビリテーション従業者等の指示に従わなければならない。

15. サービス提供拒否の禁止

正当な理由なく指定訪問リハビリテーション等の提供を拒んではならない。

16. サービス提供困難時の対応

利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーション等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡、適当な措置を速やかに講じるものとする。

17. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続及び非常時における早期の業務再開を図るための計画の策定、研修及び訓練を実施します。

当事業所では当院の業務継続計画（BCP）に沿って対応していきます。

18. 感染症対策の強化

感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの観点から、当事業所では当院の感染症対策委員会に付随し、定期委員会への出席、指針の整備、研修等を実施します。

19. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、当事業所では当院医療安全管理委員会に付随し、定期委員会への出席、指針の整備、研修等を実施します。

虐待を発見した場合には、高齢者虐待防止法に則り、保険者または包括支援センターへ速やかに通報します。

※利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービ

ス事業者について、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬の1%減算。

20. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

21. ハラスメント予防対策の強化

職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止の為、「事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発」「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」を行います。その他、被害者への配慮のための取り組み、被害防止のための取り組みを行うため、当院で開催される研修会等の参加を実施します。

22. その他

不明な点がございましたら、職員等にご相談ください。

年 月 日

訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 青森県上北郡野辺地町字鳴沢9番地12号
名称 北部上北広域事業組合 公立野辺地病院

説明者氏名 (印)

(利用者) 私は「重要事項説明書」及び「サービス利用契約書」についての説明を受け、訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意します。

住所
氏名 (印)
電話番号

(代理人) 私は「重要事項説明書」及び「サービス利用契約書」についての説明を受け、身元引受人の責任を理解した上で、サービスの提供開始に同意します。

住所
氏名 (印)
電話番号
{緊急連絡先}

当院訪問リハビリテーションは訪問リハビリテーション事業者として、申し込みを受諾し、「重要事項説明書」及び「サービス利用契約書」に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

上北郡野辺地町字鳴沢9番地12号
北部上北広域事業組合 公立野辺地病院
院長 中島 道子
TEL 0175-64-3211
FAX 0175-64-5571